令和 5 年第 4 回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和5年4月19日(水)

2 会議の場所

仙台法務局名取出張所 2 階 会議室 1

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄 教育長職務代行委員 荒井 龍弥 教育委員 浅野 かおる 教育委員 洞口 ひろみ 教育委員 長澤 裕司

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、黒川理事兼学校教育課長事務取扱、下山教育部次長兼教育総務課長、佐藤 生涯学習課長、中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長、宇田教育部企画員兼教育総務 課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

- (1) 一般事務報告
- (2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

- (1) 名取市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定について
- (2) 名取市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について
- (3) 名取市学校給食の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について

日程第5 議事

議案第9号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について

7 開会時刻

午後2時00分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和5年第4回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加議案について報告します。

本日配付しておりますお手元の「議事日程(追加案件)」をご覧ください。1ページ目の下、下線部のところになりますが、本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第10条第2項の規定に基づき、専決事務報告(5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等についてを専決事務報告(4)の次に追加し、また、議案第9号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事についての案件1か件を追加し、これを「日程第5 議事」とし、「日程第4 専決事務報告」の次に追加したいと思います。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第1 前回会議録の承認についてですが、前回3月17日開催の第3回定例会会議録については、先日、各委員宛配付済みであります。

この内容について、ご質疑等は無いでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

日程第 2 会議録署名委員に荒井委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に日程第3教育長報告、(1)一般事務報告、行事報告についてですが、新型コロナウイルス感染症関連についてまず私からご報告いたします。

別綴じになっております資料をご覧ください。

令和4年の12月が997人とピークでしたが、3月は1ヵ月で10人、今月はまだあと10日

ぐらいありますが、7人となっており、家庭内感染が多い状況となっております。

次のページのグラフでは、3月、4月はほぼゼロに近いような状況です。

もう一枚めくっていただいて、週ごとの感染者数ですが、4月9日から4月15日が6人、16日から22日が1人ということで、3月以降はゼロに近い数で推移しています。ポツポツと感染者の報告はあるのですが、同じクラスで複数人数が感染するとか、学校で複数の感染が出て広がりそうだ、というような状況は今のところありません。

もう一枚めくっていただきまして、3月20日付けで市内の学校長宛に出した文書です。3月17日に文科省で衛生管理マニュアル version9という、最新版の文書を出しており、それに基づいて、学校に通知を行うとともに、この日に臨時校長会を開いております。中身については、中ほどの枠のなかの「基本方針」ですけれども、よく報道でも言われておりました、「学校教育活動においては、マスクの着用を求めない、ただし、着脱を強要せず、差別や偏見が生じないように配慮する」というのが1点目です。ただし、2番から5番については、従来とほとんど変わらない方針が文科省からは示されております。風邪症状のときは無理に登校しない、健康観察、3密を避ける、換気を徹底する、ということが変わらず示されておりま

具体的に今年度 4 月以降のことについて、マスク着用は先ほどお話した通りです。資料一番下の、次のような場合はマスクを推奨するというところですけれども、コロナやインフルエンザ等の感染症が流行している場合、また、過密になるようなスクールバス、なとりん号等を利用する場合はマスクが必要としております。また、感染対策が色々示されておりますが、それが十分にできないときにも必要だろうということで、マスクについては、着用は求めないけれども、持参するように保護者には呼びかけております。

2 ページ目の基本的な感染対策で、1 番目は健康観察、2 番は授業中の留意事項、この辺は 従来と変わりない内容となっております。

教育活動の実施も、感染対策を講じながら、できる限り通常に近い教育活動を行うということで、2番の学校給食については、これも報道でよく言われているように、黙食の必要はない、というようにしております。

もう一枚めくっていただきまして、下のほうの入学式については、マスク着用は必要ありません、としておりましたが、教育委員の皆さまにご出席いただいた学校の様子を見ても、 子供も保護者もまだかなりマスク着用が多い、というのが現状です。これは、どのようになっていくのか、推移を見たいと思っております。

最後の資料は、このような内容を 3 月 24 日付けで保護者へ通知した文書となります。 私からは以上です。それでは、教育部長からお願いします。

齋藤教育部長

す。

議案書は、先に配付の議案書2ページと3ページになります。

私からは、「教育部長説明資料」とあります、3月31日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要についてと、4月17日に開催されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策推進本部会議の概要について報告させていただきます。

まず1ページ目をご覧いただきたいと思います。開催趣旨としては、この本部会議に於きましては、こども支援課で濃厚接触者の取り扱い、アンダーラインの部分になりますが、県より、「保育所の濃厚接触者は市町村の判断でその特定を行わなくてもよい」という旨の通知があったものから、その対応について協議したものです。報告事項として、(1)の感染症発生状況、先ほど教育長より報告を差し上げたとおり、名取市全体で減少傾向が続いている、ということが報告されております。

2 番目、協議事項ですが、保育所内で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合の濃厚接触者の対応につきまして協議をさせていただいたところです。結論を申し上げれば、こども支援課の方で濃厚接触者の特定は行わない、というような方針を提案させていただきましたが、最終的には、一番下のとおり、ゴールデンウィーク明けに 2 類から 5 類に移行するまでは、濃厚接触者の特定はこれまでと同じように行っていくこととされたものです。なお、その際に、教育委員会は、濃厚接触者の特定は引き続き行うという方針を示させていただいたところです。市全体で濃厚接触者の特定は行うということで、同じ取り扱いをこれまでどおり継続するという結論に至ったところです。3 月 31 日の本部会議については、このような審議がなされたところでございます。

続きまして、2 枚目をご覧ください。4 月 17 日月曜日に行われました緊急経済対策推進本部会議ということで、物価高騰に係わる計画の審議をしたものでございます。開催趣旨でございますが、国・県の通達等に基づきまして、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を実施することになったが、交付金の充当事業について事業計画を審議したものでございます。

今回、名取市に交付された交付金の総枠は 3 億 1,223 万 6,000 円です。そのうち、教育委員会以外の課で、低所得者支援枠として、1 億 2,382 万 8,000 円、約 40%をこちらに振り分ける見込であることが示されました。これは、電力・ガス・食品等価格高騰重点支援給付金として充当するものです。

それ以外の部分が、1 億 8,840 万 8,000 円、約 60%が残ってございますので、その使い方のうち、1 億 4,780 万円が、プレミアム商品券の発行事業、省エネ家電買い替えキャンペーン事業に充当されるものです。この部分につきましては、事業実施について、4 月 27 日に臨時議会にて審議される予定となっております。

それ以外で、10事業が提案されておりますが、10番目の学校給食物価高騰対策事業ということで、教育委員会から 2,780万円の事業を提案させていただいたところでございます。この事業の概要ですが、原油価格物価高騰により児童・生徒に提供する学校給食において 1 食あたりの単価が高騰するなど大きな影響を受けているところでございます。子育て世帯の負担軽減を図るために、学校給食に係る経費の上昇分が保護者に転嫁されないように、学校給食の食材高騰分に交付金を充当し、栄養バランスや量を保った学校給食の提供を図りたいと考えたところです。

この、交付金充当の考え方なのですが、項目の一つ目ですが、小学校増額分ということで、 保護者負担の軽減を図るということで、中学校は無償化ですので、交付金の充当は無いので すが、小学校の増額につきまして、前回の10円値上がり分の市負担分と、今回、それ以降、 給食運営審議会でお諮りしてから約半年、更に値上がりしているということを勘案しまして、 小学校の増額分を 18 円と見込みまして、この 28 円相当分に交付金を充てたいと考えたとこ ろです。このような提案をさせていただいたわけですが、結論としては、次回の経済対策推 進会議でこの 10 事業の中から選択、決定するという方向性が示されているところです。

以上が緊急経済対策推進本部会議の概要でございます。

瀧澤教育長

交付金の内容について、ここで説明した方が分かりやすいと思いますので、説明をお願い します。

今、部長から説明のありました、教育委員会として交付金にエントリーした 2,780 万円の 考え方について、学校教育課からお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

では、お手もとの資料をご覧ください。小学校は 265 円で昨年度徴収しておりましたが、物価の高騰に合わせ、4 月からは 10 円値上げを行っております。ところが、下の青い矢印の下ですが、4 月・5 月の実際の賄材料費の見込を計算したところ、小学校で 18 円足りない状況だということになっております。中学校は無償化ですので市負担ですが、小学校は 1 食当たり保護者負担が 18 円増えるということなので、その分を交付金で賄えないか、というのが先ほど部長から説明のあった内容です。ただし、エントリーしている事業が他にもありますので、必ずしも充当されるものではありませんが、今後も状況を把握してお伝えしたいと思っております。

瀧澤教育長

いろいろと報告を申し上げましたので、いったんここでこれまでのコロナ関連の報告について、委員の皆様から何かご質疑があればお願いします。

長澤委員

よろしいでしょうか。

瀧澤教育長

どうぞ。お願いします。

長澤委員

従来、学校に求めていた報告関係は、軽減されているのでしょうか。

瀧澤教育長

新型コロナ関係の報告ですね。今、どのような報告をしているのか、学校教育課長からお 願いします。

黒川理事兼学校教育課長

当初は、発症日・症状などをワンペーパーにまとめたものに加えて、家庭環境調査票も付けていただき、例えば 1 日学校に行っていたとしたら、その日朝登校してから帰りまで、休み時間を含め、どういった学習、どのような活動をしていたかどうかを、感染可能期間に学校に 3 日間出ていたとすれば 3 日間分を付けていただく、さらに、クラスに複数の児童生徒の感染者があれば座席表も付けていただく、一人分でそれだけのものを学校に提出いただいていました。昨年 12 月はかなり多くて、多いときで 1 日 70 人以上でしたので、その枚数が70 人分でした。その後、流行が大分収まってきて、症状も重篤化しない、ということが分かりましたので、学校ごとにエクセルのワンペーパーに、5 人だったら 5 人分の最低限の情報を、いつ発症して、いつ陽性が判明して、家族はどうか、感染経路は不明なのかあるいは家庭内なのか、また、そのクラスで何人感染者がいるのか、それを一人分の情報としてワンペーパーでいただくこととしました。ただ、そこでもしクラスで 3 人目・4 人目というような感染状況であれば、座席表は従前のように報告してほしい、そのことで学級閉鎖の判断を早めに考えていくということで、大分負担は軽減された報告となっております。

瀧澤教育長

よろしいでしょうか。

長澤委員

はい。あの報告は管理職泣かせでしたので。

瀧澤教育長

長澤委員が増田中学校にいらしたころは、かなり詳細に報告いただいていました。保健所からもいろいろと問い合わせをいただいておりましたが、現在は大分軽減されております。 その他、コロナ関連でご質疑あればお願いします。よろしいでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

それでは、続けて各課より、資料 2 ページ・3 ページ行事報告について報告をお願いします。

教育総務課お願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

黒川理事兼学校教育課長

それでは、4点報告します。

2 ページをご覧ください。7番、3月24日に小・中・義務教育学校の修了式を行いました。 続いて23番をご覧下さい。4月4日の市立学校教職員服務宣誓式では、他市町村からの転 入者55名が出席しました。

3 ページです。31 番、4 月 10 日にすべての市立学校で始業式、小学校では入学式を実施し、新年度が始まりました。入学式に出席していただきました教育委員の皆様、ありがとうございました。

34番、4月11日、中学校と義務教育学校で入学式を実施しました。 学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

生涯学習課から3点ご報告いたします。

1点目は、2ページ2番の「なとりまなびフェスティバル '22後編」についてです。当日はあいにくの雨にもかかわらず、大ホール 512名、ホワイエ 238名、合計 750名の来場があり、大盛況となりました。特にホワイエで実施した名取が丘老人クラブが実施した昔遊びコーナーについては、終日子どもが押し寄せ他のマナビィ講師によるたまごの学校や笑い文字、マジックショーなどの実演コーナーとともに大変好評でした。

一方で、大ホールの集客について今回は、前回の経験を踏まえ整理券の配付を大幅に増や し 900 名に配付しましたが、結果として 512 名の出席にとどまったことから、次回は、整理 券の配付目標や整理券方式の是非も含めて検討していきたいと考えております。

2 点目は、18 番の「公民館を考える集い」です。当日は、市民 54 名、公民館職員 23 名、 教育委員会職員 6 名の合計 83 名参加のもと、第一部に映画上映、第二部に対話の時間という 流れで実施しましたが、市民と公民館職員が一緒になって地域のことについて考えるいい機 会となりました。

3点目は、3ページ41番の「地域学校協働活動地域コーディネーター委嘱状交付式」です。 公民館がコーディネート機能を担う相互台小学校区以外の 14 の学校区 33 名の地域コー ディネーターに対して委嘱状を交付しました。委嘱状交付後、各協働本部ごとに情報交換会 を実施しました。

生涯学習課からは、以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事につきまして主なものを 3 点報告いたします。

2ページ、6番の「文化振興懇話会」についてです。

令和 4 年度の文化振興関係事業の実施状況の報告と、今年度予定している「なとり市民文化祭」について協議いただきました。

なお、「なとり市民文化祭」は、名取市文化協会が創立 50 周年を迎えるのに合わせ、協会以外の市民・団体にも参加者を広げて、一緒に展示・舞台発表を行うイベントとなっております。10月21日(土)・22日(日)の2日間の開催を予定しております。

続きまして3ページ、29番の「春の雷神山古墳イベント」についてです。初の開催ということでしたが、開催2日前に当日は強風との予報が出たため、残念ながら事前に中止といたしました。

続きまして、同じく3ページ39番の「ボランティア定例会・れきみんの会総会」です。

歴史民俗資料館のボランティア会も、令和3年10月の設立から1年半が経過しました。令和4年度は旧中沢家住宅での昔遊びや歴史民俗資料館での写真展などの自主企画のほか、体験学習の補助や展示解説などの活動も行っていただきました。

現在、会員は28名で、今年度も新規会員を募集していく予定でおります。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事報告は以上です。

瀧澤教育長

それでは、只今報告いたしました内容について、ご意見・ご質問などありましたらお願い します。

全委員

なし

瀧澤教育長

ないでしょうか。それでは承認といたします。

次に、(2) 行事予定について教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は4ページ・5ページになります。私からは特にありませんが、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

黒川理事兼学校教育課長事務取扱

4 ページ 23 番です。5 月 25 日、市校長会の定例会 3 回目が行われます。会場を給食センターとし、施設概要を所長に説明してもらうとともに、施設の見学コースを実際に見てもらう予定です。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から2点ご説明いたします。

1点目は、4ページ4番の「としょかんこどもまつり」です。先月もお知らせしましたが、このイベントは、4月23日の「子ども読書の日」から始まる「こどもの読書週間」に合わせて開催するものです。当日は、尚絅学院大学の安藤正樹氏を招き「安藤名人とこまを回そう!」やボランティアによる「おはなし会」、また、子どもたちが大好きな工作など、盛りだくさんの内容となっております。

2点目は、21番の「地域コーディネーター研修会」です。

詳細は未定ですが、地域コーディネーターのほか、学校の先生、公民館職員にも参加して もらい合同での研修会を予定しております。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事予定につきまして、主なものを 2 点ご説明いたします。

4ページ10番・6ページ25番の「名取の歴史講座&増田宿歩き」についてです。歴史民俗 資料館では4月9日から第12回企画展「増田宿と奥州街道沿いの歴史文化」を開催しており ますが、この企画展に合わせ、歴史講座に加え実際に増田の街道沿いを歩いてみるというイ ベントを開催いたします。なお、企画展は6月25日まで展示しておりますので、お近くにお越しの際ぜひお立ち寄りださい。

また、こちらの行事予定に記載している内容ではありませんが、文化・スポーツ課では、 今年度「名取市スポーツ推進計画」を策定する予定です。時期が参りましたら計画案の方を こちらの定例会にもお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事予定は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4 専決事務報告に入ります。

はじめに、専決事務報告(1)「名取市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定について」を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

それでは、専決事務報告(1)名取市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター 共済掛金の徴収に関する要綱の制定について、資料は6ページから7ページ及び、別冊専決 事務報告資料の2ページに関係法令等を抜粋しておりますのでご覧ください。

この要綱は、新規要綱となります。制定した理由ですが、日本スポーツ振興センター災害 共済給付の掛金は、学校設置者と保護者で負担することになっており、保護者の負担割合は 学校設置者が定めることとなっております。ただし、要保護者、準要保護者については、経 済的負担を理由に掛金を徴収せず、市が負担することができることとなっており、この場合、 保護者から徴収しない額を補助対象経費として、日本スポーツ振興センターから予算の範囲 内で返金を受けることができますが、学校設置者が保護者負担割合を定めていないと補助金 額も確定しないので、保護者負担割合を定める必要が生じたため、日本スポーツ振興センター 災害共済給付の掛金について、保護者負担割合を定めるものです。

この規則は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第条4第1項の規定に基づき、 3月20日付けで専決処分し、4月1日から施行するもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

私からの説明は以上となります。あとは、担当課からお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課長から何かあればお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

保護者負担の割合は、市町村が 10 分の 4 から 10 分の 6 の範囲で設定することと示さております。名取市では、保護者の負担の割合を 10 分の 5 としておりましたが、名取市を含め全国的に負担割合を要綱に定めていない市町村が多いという現状でした。この現状を受け、日本スポーツ振興センターより、全ての市町村で保護者の負担割合を定めるよう要請があり、今回の要綱制定となりました。

以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(1)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1)名取市立学校における独立行政法人日本スポーツ 振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定については、報告のとおり承認といたしま す。

次、専決事務報告(2)名取市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制 定についてを議題とします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(2)についての説明ですが、議案資料は8ページ及び別冊の専決事務報告資料の3ページから13ページになります。

この規則は、これまで定めていた「名取市教育委員会個人情報保護条例施行規則」に代わるものとなります。

まずは、個人情報保護制度の見直しについて説明いたします。別冊資料3ページから5ページまでが個人情報保護制度の見直しについての資料となります。

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公

布されましたが、その中で、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体 に係る規程が、令和5年4月1日から施行されることになりました。

3ページの上の部分になりますが、それまで行政機関向け、独立行政法人向け、民間向けの 3本あった法律を1本の法律に統合し、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定す ることとなったものです。

4ページをご覧ください。法律の改正により、これまで地方自治体ごとに異なる規律で運用されていた個人情報保護制度について、施行後は法律による規律に一元化されることから、現行の名取市個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の施行に関し必要な事項を定めた名取市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されました。

それに伴い、教育委員会規則として新たに名取市教育委員会個人情報の保護に関する法律 施行条例施行規則を定め、旧規則を廃止するものです。

なお、新条例は別冊資料 6 ページから 13 ページとなりますので、後ほどご覧いただければ と思います。

この規則は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第条4第1項の規定に基づき、 3月27日付けで専決処分し、4月1日に施行したので、同条第2項の規定により報告するも のであります。

私からの説明は以上となります。あとは、担当課からお願いします。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

下山次長兼教育総務課長

今ご覧いただいた条例については、2月定例議会で承認されたもので、それを受けて今回の 規則改正となりました。新たな規則は、新条例名に整理されており、内容は旧規則と同様で 特に変更はございません。

もう一度、資料 4 ページをお開き下さい。中段の、地方公共団体の現状の図のように、個人情報保護制度の法律が統合される前は、地方公共団体等、それぞれが、国の規律と微妙に差が生じておったところを、今回の法律改正により、共通ルールを規定し、一元化されることになったため、上位法の改正に伴う条例改正が、本市においても行われたということです。本市は、新旧条例を比較し、内容が大きく変わったということはないものと捉えております。以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

国の法律改正に伴って、名取市も条例を改正し、それが教育委員会にも影響したということですが、只今の説明につきまして、何かあればお願いします。

長澤委員何かあれば。

長澤委員

大丈夫です。

瀧澤教育長

荒井委員どうでしょうか。

荒井職務代行委員

国の方の法律は施行されていないのでしょうか。

下山教育部次長兼教育総務課長

法律は改正されております。

荒井職務代行委員

この条例はもう施行されているのでしょうか。

下山次長兼教育総務課長

はい。4月1日で施行されております。

瀧澤教育長

先ほどの部長の説明の中で、国の方は令和 3 年 5 月 19 日に公布され、その中の地方公共団体に係る規程が令和 5 年 4 月 1 日から施行されているということで、市の条例も 4 月 1 日に合わせて、という形になっております。

荒井委員、何かありますでしょうか。

荒井職務代行委員

いえ。大丈夫です。

瀧澤教育長

それでは、専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)名取市教育委員会個人情報の保護に関する法律施 行条例施行規則」は、報告のとおり承認といたします。

次、専決事務報告(3)名取市学校給食の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につ

いてを議題とします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(3)についての説明ですが、議案資料9ページになります。併せて別冊の専 決事務報告資料の14ページが新旧対照表となります。

この規則は、令和5年4月1日より、学校給食費の段階的無償化を中学1年生・2年生、 義務教育学校では8・9年生になりますが、こちらにも適用するため、所要の改正を行うもの です。

この規則は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第条4第1項の規定に基づき、 3月29日付けで専決処分し、4月1日に施行したので、同条第2項の規定により報告するも のであります。

私からの説明は以上となります。あとは、担当課からお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課補足説明ありますか。

黒川理事兼学校教育課長

特にありません。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

中学生全体が無償化されたことに伴う変更です。よろしいでしょうか。

それでは、異議がないものとみとめ、専決事務報告(3)名取市学校給食の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、報告のとおり承認といたします。

次、専決事務報告(4)名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部 を改正する規則の制定についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(4)についての説明ですが、議案資料 10 ページになります。併せて別冊の 専決事務報告資料の 15 ページが新旧対照表となります。

改正の内容ですが、これまで、館腰小学校のスクールバスの運行業務等を総務部総務課の 職員が補助執行していたものですが、令和 5 年度から館腰小学校の児童送迎が民間委託とな り、スクールバスとして使用しなくなることに伴い、「スクールバス」の名称も使用しなくな ります。この文言整理のため改正を行うものです。なお、今後、スクールバスとして利用していたバスは各学校の校外学習等に使用することとなります。

この規則は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第条4第1項の規定に基づき、3月31日付けで専決処分し、4月1日に施行したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

私からの説明は以上となります。あとは、担当課からお願いします。

下山教育部次長兼教育総務課長

特にありません。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(4)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行 に関する規則の一部を改正する規則の制定については、報告のとおり承認といたします。

次、追加案件です。専決事務報告(5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(5)ですが、議案書は本日配付の追加議案書3ページから4ページ及び、別冊の専決事務報告(5)資料になります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年4月12日付けで、市外に在住する個人から、「東京地方裁判所令和4年(ワ)30973号国家賠償請求事件における第2回口頭弁論期日及び第3回口頭弁論期日に係る旅行命令簿、旅費請求書及び添付資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから

「部分開示」とし、「同条例第8条第1項」において、「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、4月17日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

暫時休憩します。

午後 2:47 休憩

午後 2:53 再開

再開します。

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告(5)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等については、報告どおり承認といたします。

次に、日程第5 議事に入ります。追加案件になります。

議案第9号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事についてですが、 本件は人事案件でありますので、名取市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、秘密会 議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

V	秘密会議部分は別途調製
~	他省 云锇 印刀 ほ 別 返 嗣 表

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。以上で、本日の会議を終了いたします。

午後2時56分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和5年5月30日

署名委員 荒井 龍弥

署名委員 洞口 ひろみ